

# 決済端末修理費用補償保険 重要事項説明書

## ～ 契約概要・注意喚起情報のご説明 ～

この書面では、決済端末修理費用補償保険に関する重要事項（「契約概要」および「注意喚起情報」など）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解の上、お申込みいただきますようお願いいたします。ご契約者と被保険者が異なる場合には、被保険者の方にもこの書面を必ずご説明ください。

「契約概要」では、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項について記載しています。

「注意喚起情報」では、ご契約に際して保険契約者にとって不利益となる可能性のある事項など、特にご注意いただきたい事項について記載しています。

なお、この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載したものではありません。

詳細については、「普通保険約款」にてご確認ください。

## ～ 用語のご説明 ～

普通保険約款にも用語のご説明が記載されておりますので、ご確認ください。

用語	定義
被保険者	決済端末を設置した割賦販売法第 35 条の 16 第 1 項 2 号に定める包括信用購入あつせん又は二月払購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する販売業者又はクレジットカード等購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する役務提供事業者（以降、「決済端末を設置した販売業者または役務提供事業者」という。）で、決済端末を使用または所有する者であり、保険契約確認証記載の被保険者をいいます。 「決済端末を設置した販売業者または役務提供事業者」は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者と加盟店契約を締結した加盟店を指します。
保険契約者	決済端末を設置した販売業者または役務提供事業者、およびそれらとフランチャイズ契約を締結するフランチャイズ本部事業者またはテナント契約を締結するショッピングセンターなどで、保険料を負担する者であり、保険契約確認証記載の保険契約者をいいます。
当社	この保険契約を引き受けるあおぞら少額短期保険株式会社をいいます。
保険契約確認証	保険契約の内容について保険契約者に電磁的方法により提供する書面をいいます。
決済端末	クレジットカード、電子マネーなどによる決済を行う機能を搭載した装置で、割賦販売法に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者が加盟店からクレジットカード番号などの情報の提供を受けて、クレジットカード発行事業者に当該決済用情報を提供するものをいいます。
保険事故	補償の対象となる決済端末に対する外装破損、損壊、水濡れ全損、および故障をいいます。ただし、すり傷、汚れ、しみ、焦げなどの本体機能に直接関係のない外形上の損傷は除きます。
修理費用	補償の対象となる決済端末に保険事故が生じ、修理または有償交換された場合に負担された費用をいいます。ただし、決済端末に係る見積り取得に関する費用、送料および費用支払い時の事務費用などの付随費用は除きます。
有償交換	補償の対象となる決済端末の商品特性または他の保険契約（保険業法適用外業者の共済も含まれます。以下同じ。）の定めに従い修理不能な場合に、同品番商品または後継品番商品へ有償で交換された場合をいいます。
修理不能	補償の対象となる決済端末に保険事故が生じ、修理または有償交換できなかった場合をいいます。
保険金	補償の対象となる決済端末に保険事故が生じ損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

# 1. 契約締結前におけるご確認事項

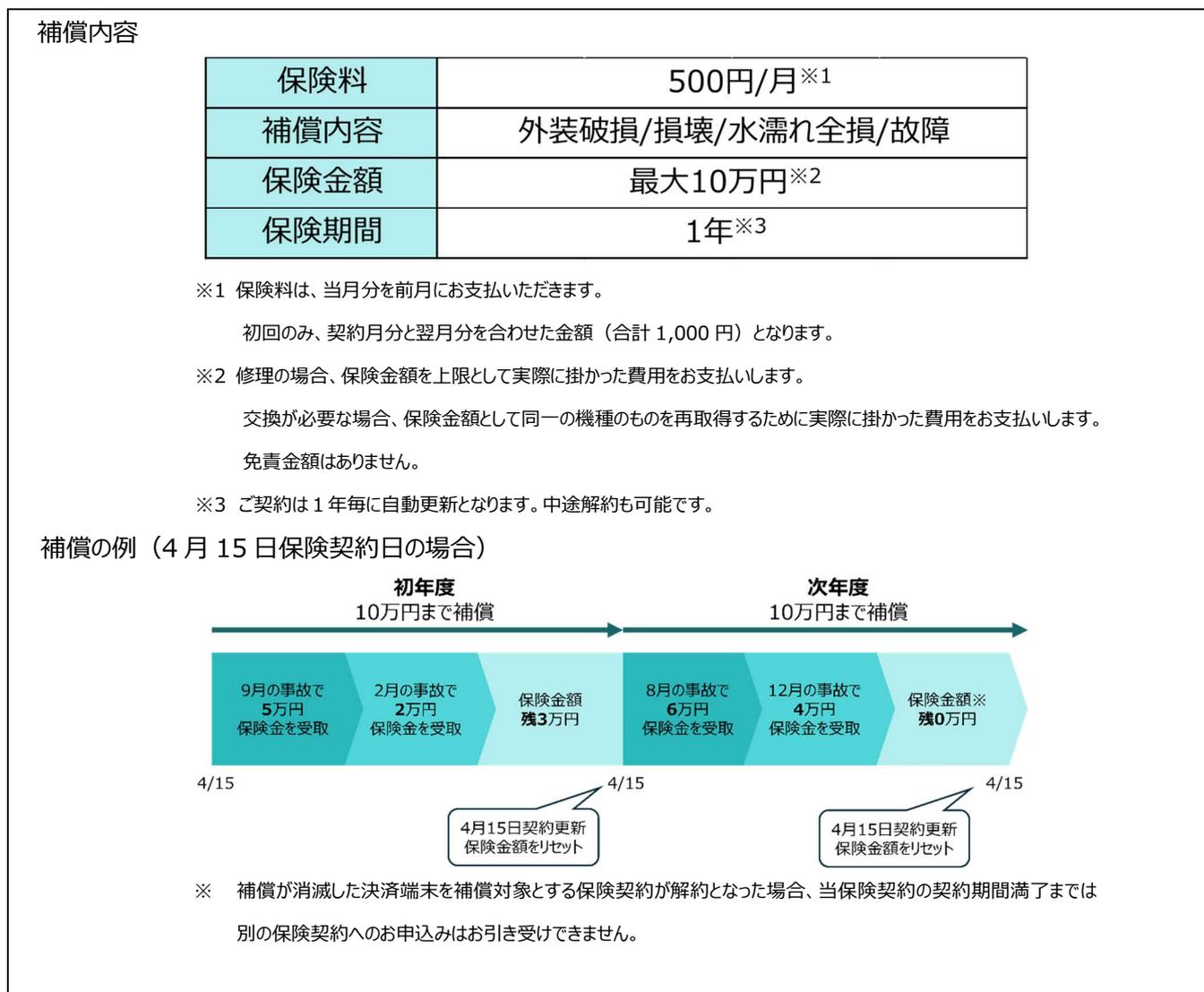
## (1) 商品の仕組みおよび保険期間 **契約概要**

この保険契約は、被保険者が所有または使用する決済端末に外装破損、損壊、水濡れ全損および故障が生じ修理費用などを負担したとき、または修理不能となった場合に保険金を支払う費用保険です。

この保険契約の保険期間は1年間です。

保険期間満了日の2ヶ月前までに、更新後の契約内容などをマイページまたは書面により保険契約者に通知します。保険契約者より保険契約満了日の前日までに特段の意思表示がない場合は更新前の契約条件で保険期間満了日の翌日（以下「継続日」といいます）にこの保険契約は更新され継続します。

### 【仕組み図】



## (2) 補償内容

### ① 保険金のお支払い **契約概要** **注意喚起情報**

- ・ 修理費用保険金：決済端末が修理または有償交換できた場合は、負担された修理費用を最大10万円までお支払いします。
- ・ 修理不能保険金：決済端末が修理不能となった場合は、修理不能保険金額または決済端末の購入価格のいずれか小さい額を最大10万円までお支払いします。

#### ご注意

- ・ 付属品の損壊などは、保険金のお支払い対象外です。

- ・メーカー保証などで決済端末の修理または交換の費用の自己負担がない場合は、保険金のお支払い対象外です。

②保険金の支払対象 **契約概要** **注意喚起情報**

- ・ 保険契約日以降に補償対象事故が発生していること
- ・ 家族・知人、オークションなどから購入または譲渡された決済端末に該当しないこと
- ・ その他、保険金をお支払いできない場合に該当しないこと

③保険金をお支払いできない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**

ア. 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
イ. 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いなどによって生じた損害
ウ. 保険の対象の欠陥によって生じた損害
エ. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
オ. 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
カ. 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
キ. 保険の対象に加工（修理を除く。）を施した場合、加工着手後に生じた損害
ク. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
ケ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
コ. 保険の対象に対する修理、清掃などの作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が発生した場合は保険金を支払います。
サ. 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
シ. 盗難、置き忘れまたは紛失によって生じた損害
ス. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
セ. 水災によって生じた損害
リ. 台風、旋風、暴風、暴風雨などの風災によって屋外に所在する保険の対象に生じた損害
タ. 購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障などによる損害
チ. 日本国外で生じた損害

④保険金の支払限度 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険契約の限度額は次のとおりです。

	支払限度額
同一の補償対象事故について	修理費用保険金、修理不能保険金のいずれでも 10 万円
同一保険期間中について	保険期間を通算して修理費用保険金と修理不能保険金を合計して 10 万円

⑤保険契約日（責任開始日） **注意喚起情報**

当社所定のウェブサイトですべての事項の入力後、当社へ送信されたものを当社が受信したときをもってお申込みがあったものとします。

当社が保険契約のお申込みを承諾し、第1回保険料相当額が払い込まれた場合、第1回保険料相当額が払い込まれた日を保険契約日（責任開始日）とします。

当社は保険契約日以降に発生した補償対象事故に掛かる損害について、補償責任を負うこととなります。

⑥他の保険契約などがある場合の保険金の支払額 **注意喚起情報**

他の保険契約などから同一の損害に対して修理費用保険金または修理不能保険金に相当する保険金などの支払いを受けている場合、支払われる保険金からその金額を控除した額を支払います。

### (3) 保険料の払方と払込方法

#### ① 保険料の払方 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険の保険料の払方は月払のみです。1種類のみです。

#### ② 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、クレジットカード払またはデビットカード払※です。

なお、保険料の払込方法について当社が認めた他の方法がある場合は、当該他の方法により払込むことができます。

※一部のデビットカードは取り扱えません。WEBサイトのよくある質問をご確認ください。

#### ③ 保険料払込期月と保険料の払込猶予期間 **注意喚起情報**

第2回目以降の保険料の払込みについては、月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます）に保険料が払込まれなかった場合、払込期月の翌月初日から翌々月末日（以下「払込猶予期間」といいます）までに、払込期月の未払込保険料と猶予期間の保険料を当社に払込むことを要します。

保険料払込猶予期間末日までに払込まれるべき保険料の払込みがない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。失効日以降に保険金の支払事由が生じても補償対象となりませんのでご注意ください。

## 2. 契約締結時におけるご確認事項

### (1) ご契約をお引受けできない主な場合 **契約概要**

以下に該当する場合は、保険契約の引受けは行いません。

- ・ お申込み時点で決済端末に破損や故障がある場合
- ・ 同一決済端末に対する保険契約がある場合
- ・ 保険契約者または被保険者について、過去の保険金請求時に詐欺行為があった場合
- ・ 同一の危険を補償する他の保険契約がある場合
- ・ 保険契約者および被保険者が反社会的勢力に該当すると認められる場合

また、以下に該当する場合は、保険契約の引き受けを行わない場合があります。

- ・ 保険契約者による保険契約の解約、失効または終了した保険契約がある場合
- ・ 保険金支払限度額到達後の保険契約の規定により、過去に終了した保険契約がある場合
- ・ 過去に継続されなかった保険契約がある場合 など

### (2) 告知義務 **注意喚起情報**

保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、当社が告知を求めた事項について、正確に事実を告げなければなりません。当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）保険契約者または被保険者が、重大な過失によって事実の発生を知らなかったために、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合を含みます。

### (3) クーリング・オフ（お申込みの撤回など） **注意喚起情報**

- ① 当社は、申込日またはこの重要事項説明書を受け取られた日のいずれか遅い日から8日以内であれば、書面または電子媒体により保険契約の申込みの撤回など（クーリング・オフ）を受け付けます。
- ② 既に払い込まれた保険料がある場合、当社は保険料を全額返還します。

- ③ クーリング・オフされる場合は、郵便（封書またはハガキ）または電子メールにより①の期間内（消印有効）に、当社までお申し出ください。
- ④ 郵便による場合は、封書またはハガキにクーリング・オフする旨を明記し、お申込人または保険契約者の署名、捺印および所在地または連絡先、電話番号を記入し、下記宛にご郵送ください。  
 あおぞら少額短期保険株式会社 お客様相談室  
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目3番20号 神谷町MTビル14階
- ⑤ 電子メールによる場合は、クーリング・オフする旨を明記し、保険契約の申込人または保険契約者の氏名および所在地または連絡先、電話番号を記入し、申込時に登録されたメールアドレスから、tanmatu\_guard@assi.co.jp までお送りください。

### 3. 契約締結後におけるご確認事項

#### (1) 保険金の請求手続き **注意喚起情報**

被保険者が保険金の支払いを請求する場合は、マイページから保険契約確認証をご確認いただき、本書面 8 ページ記載の当社連絡先へお電話またはメールにより、次の事項をお知らせください。

- ・ 被保険者氏名
- ・ 補償対象である決済端末の端末識別番号（5桁、3桁、5桁の数字）

ご請求において、当社が定める書類をご提出ください。

- ・ 事故報告書兼保険金請求書
- ・ 修理内容が明記された「修理報告書」  
 ※修理不能の場合はその旨が明記された「報告書」
- ・ 修理費用または交換費用が記載された「領収書」または「請求書」
- ・ 当社が求める書類（写真・火災の場合の罹災証明書（消防署）など）

#### (2) その他の通知義務（ご契約後にご連絡していただく事項） **注意喚起情報**

保険契約者または被保険者には、ご契約内容に次の変更が生じる場合、遅滞なく当社までご連絡いただく義務があります。変更の事実が生じているにもかかわらず変更手続きをされなかった場合は保険金をお支払いできないことがあります。

- ・ 保険の対象の変更（機種変更など）
- ・ 保険契約者・被保険者の変更
- ・ 保険契約者・被保険者の住所その他登録情報の変更

#### (3) 重大事由による解除 **注意喚起情報**

次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することがあり、保険金をお支払いしないことがあります。

- ・ 保険契約者または被保険者が反社会的勢力に該当すると認められる場合
- ・ 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として補償対象事故もしくは損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ・ 保険契約者または被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ・ 保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、当社に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧などを用いた不当な要求を行った場合、または法的に認められる正当な権利の範囲を超えた不当な要求を行った場合 など

#### (4) 解約返戻金 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険契約には解約返戻金はありません。

#### (5) 満期返戻金・配当金 **契約概要**

この保険契約には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

#### (6) 契約の更新 **契約概要**

保険期間満了日の 2 ヶ月前までにマイページにて保険契約の継続案内を行います。保険契約者より保険契約満了日の前日までに特段の意思表示がない場合は更新前の契約条件で保険期間満了日の翌日（以下「継続日」といいます）にこの保険契約は継続されます。更新時には保険料の計算方法、保険金額などについて見直す場合があります。

また当該保険が更新時において不採算となり、更新契約の引受が困難となった場合には、その契約の更新を引き受けません。

### 4. その他ご留意いただきたい事項

#### (1) 少額短期保険業者とは **注意喚起情報**

当社は、保険業法第 2 条第 18 項に定める少額短期保険業者です。少額短期保険業者は次の範囲内で保険の引受けを行うことができます。

- ・ 保険期間が 1 年（損害保険は 2 年）以内であって、保険金額が保険業法施行令第 1 条の 6 に定める金額（損害保険は 1000 万円）以下である保険契約の引受け
- ・ 1 人の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が 1000 万円以下の引受け
- ・ 1 人の保険契約者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が 10 億円以下の引受け

#### (2) 当社の財務状況が悪化した場合における契約内容の変更など **注意喚起情報**

当社は本保険が不採算となり、収支の改善が見込めない場合、または当社の財政状況に照らして業務の継続が著しく困難になった場合は、次のとおり契約内容を変更することがあります。

- ・ 保険契約の更新時における契約条件の見直し
- ・ 保険契約の更新の取扱いの終了
- ・ 保険期間中の保険料の増額または保険金の削減

#### (3) 保険契約者保護機構について **注意喚起情報**

当社は少額短期保険業者であり、「生命保険契約者保護機構」「損害保険契約者保護機構」の加入対象ではないため、同機構が行う資金援助などの措置の適用はありません。したがって、この保険契約は、保険業法第 270 条の 3（保険契約の移転などにおける資金援助）第 2 項第 1 号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。あらかじめご了承ください。お申込みいただきますようお願い申し上げます。

#### (4) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

当社は個人情報について次のとおりに取り扱います（特定個人情報については（5）をご覧ください）。

当社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を保険引受の判断、本契約の管理・履行・付帯サービスの提供、他の保険・金融商品などの各種商品・サービスの案内・提供、アンケートなどを行うため利用する他、次の①から④の利用・提供を行うことがあります。

- ① 保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、弁護士など、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関などに対して個人情報を提供すること。
- ② 契約締結、契約内容変更、保険金支払いなどの判断をする上での参考とするために、個人情報を損害調査業務委託先および他の損害保険会社（少額短期保険業者・共済事業者を含みます。）と共同して利用すること。
- ③ 当社と当社の提携先企業などとの間で市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施などによる商品・サービスなどの提供・案内のために、

個人情報を共同して利用すること。

- ④ 再保険引受会社などにおける再保険契約の締結、継続維持・管理、再保険金支払などに利用するために、個人情報を再保険引受会社などに提供すること。

詳細は、当社ホームページをご覧ください。

#### (5) 特定個人情報の取扱い **注意喚起情報**

特定個人情報につきましては、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当社はその目的を超えて取得・利用いたしません。

マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報などを第三者に提供してはいけません。

#### (6) 反社会的勢力に対する基本方針 **注意喚起情報**

当社は反社会的勢力による被害を防止するために、反社会的勢力などへの対応体制を整備するとともに、反社会的勢力などの関係遮断、不当要求などに対する拒絶などについて、弁護士や警察などとも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

#### <保険に関する相談、苦情、お問い合わせは> **注意喚起情報**

あおぞら少額短期保険株式会社 お客様相談室

メールアドレス：tanmatu\_guard@assi.co.jp

電話番号：03-4500-2773

【受付時間】月～金曜日 10:00 ～ 17:00

(土日祝日および夏季・年末年始休業期間を除く)

当社との間で問題解決できない場合は、当社が加盟する下記の「指定紛争解決機関」をご利用いただけます。

#### 【指定紛争解決機関】 **注意喚起情報**

当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と「手続実施基本契約」を締結しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、日本少額短期保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

【当社加入協会】一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL（フリーダイヤル）：0120-82-1144、FAX：03-3297-0755

【受付時間】月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日および夏季・年末年始休業期間を除く）

#### <事故が起こった場合は>

あおぞら少額短期保険株式会社 お客様相談室

メールアドレス：tanmatu\_guard@assi.co.jp

電話番号：03-4500-2773

【受付時間】月～金曜日 10:00～17:00

(土日祝日および夏季・年末年始休業期間を除く)

あおぞら少額短期保険株式会社

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目3番20号 神谷町MTビル14階